

2017年3月吉日

「生業訴訟」支援団体の皆様へ

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟
原告団長 中島 孝
弁護団共同代表 安田純治
菊池 紘

「公正な判決を求める署名」へのご協力をお願い

謹啓

向春の候、貴団体におかれましては、ご清栄のこととお喜び申し上げます。また平素より、「生業訴訟」に対し多大なるご支援、ご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、当訴訟もいよいよ大詰め段階に入りました。2013年7月の第1回口頭弁論以来、私たちは理詰めの責任論を展開し、専門家証人からは決定的な裏づけをいくつも導き出しました。また浜通り・中通りの現地検証も全国に先駆けて実現させ、裁判所と被告に被害の実態を突きつけました。法廷内では、間違いなく私たち原告側が有利に裁判を進めていると確信しております。

しかし、10月10日に迎える勝訴判決を決定的なものにするには、何よりも世論の後押しが必要です。国家公務員である裁判官が、いわば雇い主である国を断罪することは、決してたやすいことではありません。「この裁判の判決を日本中が注目している」そう思えばこそ、彼らは正義を貫けるものと考えます。

先日の第3回原告団総会では、「公正な判決を求める署名」を全国に呼びかけ、裁判所に提出することを決議いたしました。全国の原告・支援者の皆様のご協力を得ながら、この意義ある裁判に勝利し、国と東京電力の責任を明確にして、全ての原発事故被害者の救済を実現したいと考えております。

年末年始、さらには年度末を迎えるお忙しい時期とは存じますが、この署名の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、何卒よろしく願いいたします。

謹白

- ◆ 署名募集期間 2016年12月 ~ 2017年8月頃
第三次〆切:5月末日必着。
(第四次以降の締め切り日は、後日お知らせいたします。)
- ◆ 回収方法 同封の封筒で原告団事務局までご送付ください。また、事務局や世話人までお持ちいただければ、随時お預りいたします。
- ◆ その他 署名用紙の追加等は、原告団事務局までお申し付けください。
尚、用紙をコピーしてお使いいただいても結構です。またFaxでの送信も受付いたします。(署名者は年齢・国籍を問いません。)
- ◆ お問い合わせ先 「生業訴訟」原告団事務局
福島市五老内町9-4 オフィスビル 2階北
Tel:024(572)6480 Fax:024(572)6481
Eメール: Jimukyoku@nariwaisoshou.jp

「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟 公正な判決を求める署名のお願い

～原状回復・全ての被害者の救済・脱原発を求めて～

2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原発事故は、
私たちがこれまで経験したことがない人類史的な事故であり、
未曾有の公害です。事故はいまだ収束しておらず、
被害はいまも続いています。
その一方で、国と東京電力は、責任を果たさず、
原発の再稼働を進め、被害の切り捨て政策を押し進めています。



どんな裁判なのか

「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟(生業訴訟)とは、
約4000名の原告が、国と東京電力を被告に、責任の追及と、
原状回復・慰謝料を求めている裁判です。

裁判は、提訴以来、20回を超える法廷での期日を重ねました。
浜通りと中通りの検証を行うとともに、専門家の証人尋問や原
告本人尋問も実施され、2017年3月に結審する見込みです。



なにを目指しているのか

私たちの取り組みの目的は、原状回復・全ての被害者の救済・脱原発
にあります。こうした目的を達成させるためにも、国と東京電力の責任を
認め、被害者の救済を命じる判決を獲得することが、なによりも重要です。

そのためにも、多くの方々がこの裁判に注目していることを裁判所に示
し、裁判所が正しい判決を出せるよう、裁判所の背中を押すことが必要です。
公正な判決を求める署名に、どうかご協力ください。



「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟原告団・弁護団

署名へのご協力をお願いいたします!

あの事故から5年9カ月が経過しました。
事故はいまだ収束せず、被害はいまも続いているにもかかわらず、
国と東電は被害はもうないとして、
高線量地域への帰還、賠償や住宅支援の打ち切りなど、
「切り捨て」政策とも呼べる方針を押しつけてきています。
そして、原発の再稼働。
この裁判で問われているのは、福島の問題ではありません。
私たちみんなにかかわる問題、私たちの未来にかかわる問題です。
署名へのご協力をよろしくをお願いいたします。



原告団長 中島孝

私たちも応援しています!

- 荒井新二(弁護士、自由法曹団団長)
- 井上淳一(脚本家、映画監督)
- 内村千尋(不屈館館長)
- 大田昌秀(元沖縄県知事、元参議院議員)
- おしどりマコ・ケン(芸人、DAYS JAPAN 編集委員)
- 小淵真理(アウシュヴィッツ平和博物館館長)
- 海南友子(ドキュメンタリー映画監督)
- 坂手洋二(劇団燐光群主宰、元日本劇作家協会会長)
- 白井聡(京都精華大学専任教員)
- 想田和弘(映画作家)
- 中村純(詩人、編集者、ライター)
- 西谷文和(フリージャーナリスト)
- 蓮池透(元東京電力社員)
- 浜矩子(同志社大学教授)
- 堀潤(元NHKキャスター、8bit news 主宰)
- 松竹伸幸(かもがわ出版社編集長)
- 矢ヶ崎克馬(琉球大学名誉教授)
- 吉田千亜(フリーライター)



「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟 公正な判決を求める署名

福島地方裁判所第一民事部

裁判長裁判官 金澤 秀樹 殿

裁判官 西村 康夫 殿

裁判官 田屋 茂樹 殿

人類史的な事故である東京電力福島第一原発事故に際し、貴裁判所に提訴されました「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟は、国と東京電力の責任と被害者の救済の在り方が問われ、我々が原発事故にどのように向き合うかが問われている世紀の裁判です。審理を担当された裁判官みなさまのご努力に対し、心から敬意を表します。

この裁判は、全ての被害者の救済とともに、同様の過ちが繰り返されないことを切に願って行われました。

裁判の公正こそは、歴史の正しい指針であると信じています。貴裁判所が、国民の負託に応え、期待に副う判決を示されることを切望します。

氏 名	住 所

取り扱い団体

署名集約先 「生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟原告団

〒960-8111 福島市五老内町9-4 オフィスビル2階北

TEL : 024-572-6480 FAX : 024-572-6481